

～中間市屋外広告物のしおり～

美しい都市景観を築くために



平成27年4月
福岡県中間市

■ 目 次 ■

屋外広告物の定義と規制の概要

■ はじめに	...	-1-
■ 屋外広告物とは	...	-1-
■ 屋外広告物の規制	...	-2-
■ 禁止地域とは	...	-2-
■ 禁止物件とは	...	-2-
■ 許可地域とは	...	-3-
■ 適用除外広告物とは	...	-3-
■ 広告物の規格	...	-5-
■ 屋外広告物管理者の設置	...	-5-
■ 罰 則	...	-5-
■ 許可申請手数料	...	-6-

屋外広告物の定義と規制の概要

はじめに

屋外広告物は、私たちの日常生活や経済活動にとって大きな役割を果たすものですが、これが無秩序に表示されると、まちの美しい美観を損なうだけでなく、ときには視界遮断による交通事故や倒壊などにより人身に危害を及ぼすことさえあります。

良好な景観の形成を図るためにも屋外広告物を正しく表示するルールとしては、福岡県により「福岡県屋外広告物条例」が定められていますが、良好な景観資源を守り育てるさらなる本市の取り組みとして「中間市屋外広告物条例」を定めることになりました。

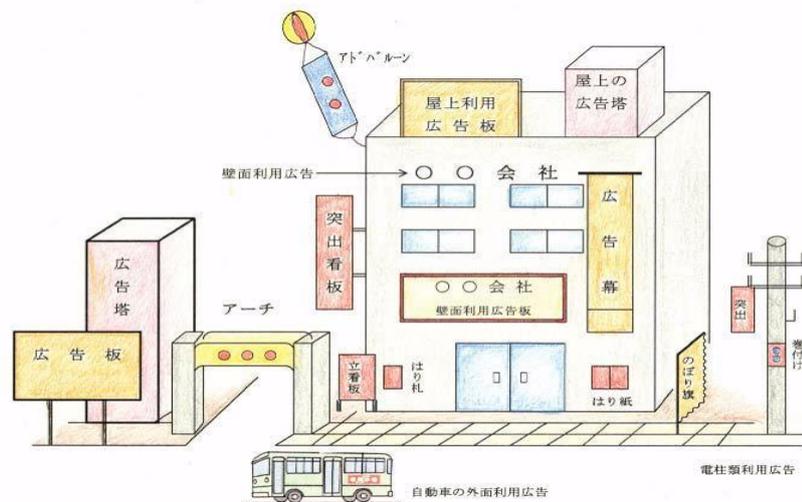
この説明資料は、市民の皆様や広告主あるいは屋外広告業を営む方々に、この条例の趣旨をよく理解していただけるよう主な内容をまとめたものです。

私たちのまちをより美しくするために、皆様のご理解とご協力をお願いします。

屋外広告物とは

規制の対象となる「**屋外広告物**」とは、常時又は一定期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、**広告板、広告塔、広告幕、立看板、アドバルーン、貼り紙、貼り札の類、電光ニュース、ネオン、電柱**を利用する**広告物**などをいいます。

このため、営利を目的とした商業広告だけでなく、非営利なものであっても常時又は一定期間継続して屋外で公衆に表示されるものであれば、屋外広告物に該当します。



＜以下のものは、屋外広告物に含まれません。＞

- ・ 街頭で配布されるビラやチラシの類
- ・ ショーウィンドーや自動車の内側に表示されるもの
- ・ 駅や空港の構内に表示されるもの
- ・ 音響広告やサーチライト

屋外広告物の規制

屋外広告物条例は、良好な景観を形成し、風致を維持するとともに、公衆に対する危害を防止するために、広告物の表示を禁止する地域や表示の際に許可が必要な地域を定めています。

屋外 広告物 条例	禁 止 地 域	屋外広告物の表示が禁止される「地域」
	禁 止 物 件	屋外広告物の表示が禁止される「物件」
	許 可 地 域	屋外広告物の表示の際に許可が必要な「地域」
	適 用 除 外 廣 告 物	社会生活を営む上で必要とされる最小限度の広告物は禁止地域・許可地域等の規制の対象から除外されているものがあります。

その他の規制（条例第6条関係）

【 禁止広告物 】

下記のような広告物は表示することができません。

- ① 著しく汚れ、退色し、又は塗料等が剥離したもの
- ② 著しく破損し、又は老朽化したもの
- ③ 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ④ 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
- ⑤ 道路の見通しを妨げ、又は交通の安全を阻害するおそれがあるもの

禁止地域とは（条例第4条関係）

禁止地域とは、良好な景観の形成又は風致の維持及び公衆に対する危害を防止する観点から、広告物の表示を禁止している地域で、この地域には原則として広告物を表示することは出来ません。

ただし、自家用広告物など一部の広告物については、この禁止地域の規制を除外しているものがあります。

【 禁止地域 】

以下の地域には、広告物の表示ができません。

- ◆ 古墳及び墓地の地域
- ◆ 中間市が特に必要と認めて指定する地域及び場所

禁止物件とは（条例第4条関係）

広告物が信号機、歩道柵などの道路の付帯設備に表示されると、自動車の安全な運行に支障をきたすおそれが高くなり、事故の発生も考えられます。

また、街路樹や電話ボックスに表示された場合は、街の美観を著しく損なうこととなります。

そのため、公衆に対する危害の発生の防止あるいは良好な景観の形成又は風致の維持を図る目的から広告物の表示を禁止する物件を定めています。



【 禁止物件 】

- 広告物を表示してはならない物件
 - ① 重要文化財（建造物）
 - ② 景観重要建造物、景観重要樹木
 - ③ 橋、トンネル、高架構造物及び分離帯
 - ④ 街路樹、路傍樹及び保存樹
 - ⑤ 信号機、道路標識、道路の防護柵、カーブミラー
 - ⑥ 電話ボックス、公衆便所及び郵便ポスト・・・他
- 立看板、貼紙、貼札等を表示してはならない物件
街路灯柱、電柱、その他これらに類するもの

許可地域とは（条例第5条、第10条、第11条及び第12条関係）

市内の禁止地域以外は、すべて許可地域となります。この地域内に広告物を表示する場合は、市長の許可が必要になります。また、広告物を変更または改造をされる場合も許可が必要です。

許可の期間は3年以内で、許可期間経過後も引き続き広告物を表示しようとする場合は、更新申請が必要です。

なお、許可申請の際に、別表（6ページ）に定める手数料が必要になります。

※次項の適用除外広告物に該当する場合は、許可が必要でない場合もあります。

適用除外広告物とは（条例第7条関係）

屋外広告物の範囲は非常に広く、一般家庭の表札や日常的な慣習や祭礼のための広告も含まれることから、これらをすべて一律に規制すると社会生活に支障を来すことも考えられます。

そこで、**社会生活を営むうえで最低限必要な広告物**については、一定の基準内で禁止地域や許可地域の規制の対象から除外されています。

適用除外となる自家用広告物

自家用広告物とは**自己の事業所などの建物やその敷地内に自己の氏名や名称（会社名等）、事業内容**などを表示する広告物です。

従って、実際に事業所として使用され、事業内容を示すものであれば、土地の所有権にかかわらず自家用広告物に該当します。

規則に定める基準を満たす自家用広告物は、許可地域又は禁止地域であっても、**許可を得ずに表示又は設置することが出来ます。**

適用除外となるその他の広告物

(表内朱書きの基準値は、現時点で検討しているもので、今後規則で定めます。)

1. 許可を受けることなく、**禁止地域**、**禁止物件**又は**許可地域**に表示できるもの。

法令の規定によるもの	道路法、道路交通法、建設業法、消防法などの規定によるもの
選挙運動用ポスター等	公職選挙法による選挙活動のために使用するポスター、看板等
公共広告物	国及び地方公共団体が公共的目的で表示するもの ※市長との事前協議により同意が得られたものに限る。
寄贈者名等表示広告物	公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示するもの

2. 許可を受けることなく、**禁止地域**、**許可地域**に表示できるもの。

自己管理用広告物	自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示するもの (基準：表示面積の合計が5㎡以内のもの)
工事現場の塀などに表示するもの	工事期間中に表示されるもので、営利を目的としないもの
冠婚葬祭のための案内表示や祭礼のための旗など	冠婚葬祭や祭礼のために一時的に表示するもの (長期にわたるものは適用除外とならない。)
移動するものに表示するもの	◆自動車に表示するもの (基準：10㎡以内) ・所有者の店名若しくは事業内容等を表示するもの ・営利を目的と市内宣伝又は行事等を表示するもの ◆人、動物、車両(自動車は除く。)に表示するもの

3. 許可を受けることなく、**禁止物件**に表示できるもの

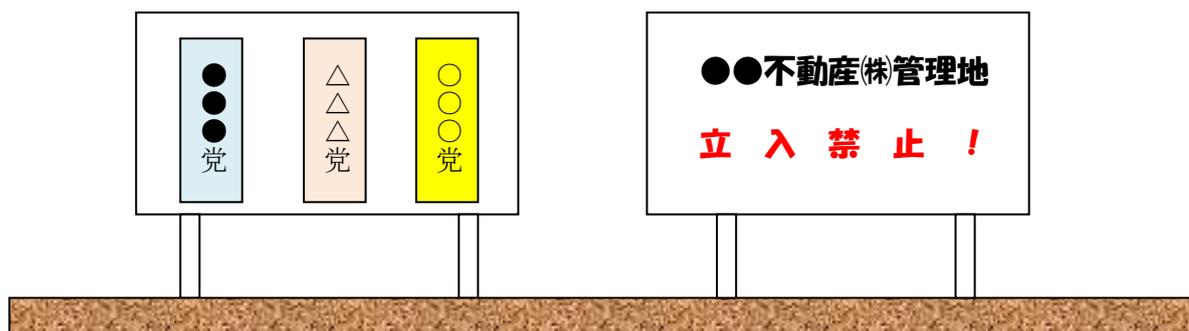
送電塔、貯水タンクなどに表示するもの	所有者又は管理者が表示する自家用広告物 (基準：表示面積の合計が5㎡以内のもの)
その他禁止物件に表示するもの	禁止物件に、管理上の必要に基づき表示するもの (基準：表示面積の合計が5㎡以内のもの)

4. **許可を受けることにより**、**禁止地域**に表示できるもの

道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物	公衆の利便に供することを目的としたもの (基準：表示面積の合計が10㎡以内のもの)
------------------------	--

5. **許可を受けることなく**、**許可地域**に表示できるもの

政治活動用ポスター等	政治資金規正法による届出を行った政治団体が使用するポスター、看板など (基準：表示期間1か月以内)
------------	---



● 広告物の規格（条例案第9条関係）

広告塔、広告板などの広告物を表示し、または広告物を掲出する物件を設置するには、規則で定める基準を満たさなければなりません。

● 屋外広告物管理者の設置（条例第16条関係）

広告物の表示者等（表示者、設置者及び管理者）は、広告物又は広告物を掲出する物件を良好な状態に保つよう、補修その他必要な管理を行わなければなりません。

また、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する者は、広告物を管理する者として、**屋外広告物管理者**の設置が義務づけられています。

ただし、規則で定める簡易な広告物または掲出物件についてはその必要はありません。

● 罰 則（条例第35条～第38条関係）

この条例に違反すると、**罰則**が適用されることがあります。

■ 50万円以下の罰金

- 1) 市長の措置命令に違反した者

■ 30万円以下の罰金

- 1) 禁止地域、禁止物件での広告物表示等、又は許可地域において許可を得ずに広告物の表示等をした者
- 2) 許可を受けた広告物等を、許可を受けずに変更（改造）した者
- 3) 許可期間の満了又は許可取り消しによる広告物等の除却義務に違反した者

■ 20万円以下の罰金

- 1) 市長の求めに対し、広告物の表示者等が報告（資料の提出）をせず又は虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げた者など
- 2) 市長の求めに対し、屋外広告業者が報告をせず、又は虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げた者など

■ 両罰規定

- 1) 違反の行為者（使用人、代理人など）を罰するほか、その法人又は人に対する罰金刑の適用



許可申請手数料

本市内に広告物を表示又は掲出する許可を受ける場合は、下表に定める手数料の納付が必要となります。

区分		金額	
はり紙		1枚につき	5円
はり札		1枚につき	10円
広告幕		1枚につき	400円
立看板		1個につき	200円
アドバルーン		1個につき	1,000円
電柱を利用する広告物		1個につき	200円
広告板、広告塔その他の広告物	1㎡未満のもの	1個につき	200円
	1㎡以上2㎡未満のもの	1個につき	400円
	2㎡以上5㎡未満のもの	1個につき	800円
	5㎡以上10㎡未満のもの	1個につき	1,600円
	10㎡以上20㎡未満のもの	1個につき	3,200円
	20㎡以上30㎡未満のもの	1個につき	5,000円
	30㎡以上50㎡以下のもの	1個につき	8,000円
	50㎡を超えるもの	1個につき	8,000円に、50㎡を超える面積（1㎡未満の端数を生じる場合は、1㎡に切り上げた面積）について、1㎡につき200円を乗じて得た額を加算した額。（その額が50,000円を超えるときは、50,000円となります。）

【備考】

広告板、広告塔その他の広告物であって照明を伴うものについては、この表に定める額の2倍の額となります。

中間市建設産業部都市整備課

〒809-8501

福岡県中間市中間一丁目1番1号

TEL093-246-6261

FAX093-244-1040